

5) 算定

算定とは、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定の場合は、歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表5

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造建物	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	—	0.21	0.12	0.33 人	
			技師 C	—	0.72	0.24	0.96 人	
			技師 D	—	—	0.14	0.14 人	
非木造建物	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	—	0.38	0.26	0.64 人	
			技師 C	—	1.14	0.34	1.48 人	
			技師 D	—	—	0.15	0.15 人	
区分所有 建物等	戸	35 m ² 以上 65 m ² 未満	技師 A	—	0.10	0.07	0.17 人	
			技師 C	—	0.25	0.13	0.38 人	
			技師 D	—	—	0.04	0.04 人	
工作物	箇所	100 m ² 以上 300 m ² 未満	技師 A	—	0.18	0.12	0.30 人	
			技師 C	—	0.41	0.13	0.54 人	
			技師 D	—	—	0.08	0.08 人	

(注1)木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。但し、標準規模は50 m²以上70 m²未満とし、面積の補正率は表3-3を適用するものとする。

(注2)区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

(注3)本表規模欄に定める面積以外の場合は、表3-2、表3-3、表3-4、表3-5-2及び表3-7の補正率表を適用するものとする。

6) 費用負担説明

費用負担説明とは、公共事業に係る工事の施工に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る**費用負担の有無**、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1-1 打合せ協議

打合せ協議の費用の内容及び取扱いは、1) - 1 打合せ協議に準ずるものとする。なお、中間打合せの回数は、2回を標準とするが、必要に応じて、打合せ回数を増減する。

1-2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、1) - 2 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表6-1にとり行うものとする。

表6-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	技師A	0.50 0.60人	
			技師B	0.50 0.60人	
			技師C	0.50 0.60人	

2 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表6-2により行うものとする。

表6-2

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
概況 ヒアリング 等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師A	0.06 0.05	0.04	0.10 0.09人	
			技師B	0.06 0.05	0.04	0.10 0.09人	

(注1) 技師A1名、技師C1名の2名の編成で行うことを前提としたものである。

ただし、概況ヒアリングには、主任技師が加わるものとする。

(注2) 直接人件費=単価×権利者数

3 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表6-3により行うものとする。

表6-3

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
説明資料等 の作成	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師A	—	0.12 0.11	0.12 0.11人	
			” C	—	0.24 0.21	0.24 0.21人	

(注) 直接人件費=単価×権利者数

4 費用負担の説明

費用負担の説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表6-4により行うものとする。

表6-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
費用負担 説明	権利者	-	主任技師	-	0.08 0.10	0.08 0.10人	
			技師 A	1.57 1.45	0.08 0.10	1.65 1.55人	
			” C	1.57 1.45	0.46 0.36	2.03 1.81人	

(注) 直接人件費 = 単価 × 権利者数

5 工損調査等標準仕様書の取扱いについて (参考)

工損調査等標準仕様書については、「積算基準の運用 (積算参考資料Ⅱ)」に平成28年度以降は掲載していないが、平成28年度以降も工損調査等標準仕様書の取扱いについては、従前 (平成27年度) と変更されていない。